

(証券コード：8206)

平成19年5月9日

株 主 各 位

大阪市中央区瓦町一丁目6番10号

株式会社

アポロ・インベストメント

代表取締役社長 松浦 清

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年5月24日午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年5月25日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区瓦町一丁目6番10号 JPビル8階会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項
  - 1 第35期(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  - 2 第35期(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
  - 第3号議案 その他資本剰余金の処分の件
  - 第4号議案 取締役7名選任の件
  - 第5号議案 監査役4名選任の件
  - 第6号議案 会計監査人選任の件
  - 第7号議案 当社の取締役に対するストック・オプション報酬等上限枠設定の件
  - 第8号議案 当社子会社の取締役および従業員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
  - 第9号議案 当社の取締役に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件
  - 第10号議案 当社子会社の取締役等に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.apollo-invest.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(自 平成18年3月 1日)  
(至 平成19年2月28日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に力強さはありませんが、企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、堅調な景気回復が続きました。しかしながら、一方で原油価格に代表される原材料費の高騰、金利の上昇、暖冬等により、経済に悪影響を与える懸念材料は払拭できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは各事業分野で営業活動を推し進めるとともに、引き続きコスト削減に努め、収益力の向上に取り組んでまいりました。

当社グループの事業分野別の状況をみると、不動産事業及びITソリューション事業については年間を通して好調に推移しましたが、婦人子供服販売事業が暖冬、PC販売事業が新OS発売前の買い控えの影響でそれぞれ昨年末に需要が低迷し、上期は堅調に推移したものの、通期での業績は落ち込みました。また、投資事業においては、当連結会計年度から短期売買目的の投資活動を行わないこととし、所有する有価証券の価値を保守的に評価して含み損を洗い出すことを方針としたため、有価証券評価損を売上原価及び特別損失に計上いたしました。

その結果、グループ全体としては、当連結会計年度の売上高は、24,807百万円（前期比166.5%増）、経常損失は615百万円（前連結会計年度は、514百万円の経常利益）、当期純損失は3,600百万円（前連結会計年度は、413百万円の当期純利益）を計上いたしました。

#### (婦人子供服販売事業)

婦人子供服販売事業の業界におきましては、雇用環境や所得回復はまだまだ鈍く、暖冬という天候の不順なども影響し、依然として厳しい状況が続いております。このような状況のもと、株式会社エルメはリブランディングと粗利率の向上を重点に改革を推進してまいりました。具体的には、スタイリング別MD（マーチャンダイジング）への移行、新ブランドの開発、商品企画室の立上げなどを行った結果、粗利率の向上を図ることができました。しかし、稀にみる暖冬の影響で売上が伸び悩み、売上高は、5,480百万円となりました。

また、平成18年7月にイタリアンジュエリーの輸入販売を中心に事業を展開している株式会社ジャクスタポーズを子会社化しました。同社は、「アントニーニ」、「スタウリーノ」の有力ブランドの独占輸入販売権を有しております。PR・マーケティングにおいて株式会社エルメを初めとする当社グループ各社とシナジー効果を生み、服飾・宝飾等の総合的なファッションを提案することで既存店舗の集客力を高めると同時に新規市場の開拓にも繋げております。当連結会計年度に寄与する売上高は113百万円となりました。

#### (投資事業)

ライブドア問題に端を発した株式市場の不安感の影響で当社の保有株式の価値は低迷しました。このような状況のもと、投資事業の集中を図るため、連結子会社である株式会社エルメ・コンベックスが無限責任組合員を務めるCONVE X 1号投資事業有限責任組合を平成18年6月に解散し、また、株式会社エルメ・コンベックスを平成18年8月に当社に吸収合併しました。さらに、平成18年9月からは、短期売買目的の投資活動を行わないこととし、当社は純粋持株会社としてグループ各社に対する経営管理業務に特化いたしました。また、当連結会計年度末において所有する上場および非上場の有価証券については、網羅的かつ保守的に評価する方針としたため、売買目的有価証券ならびに営業投資有価証券の売却損及び売買目的有価証券の評価損等を売上原価として603百万円、子会社株式などの投資有価証券の評価損等を特別損失として2,464百万円を計上しました。

#### (ITソリューション事業)

ITソリューション事業分野は全体的に人材不足の状態にあり、人材派遣の市場規模は拡大しています。バイリンガルのIT人材に特化した人材派遣業というニッチなマーケットにおいてユニークなポジションを占める株式会社パナッシュは、多国籍企業の日本拠点を顧客としてもつ強みを生かしてパナッシュブランドの再構築を行い、IT人材の派遣に加え、システム構築・運営のアウトソーシングの受注に重点をおいて活動してまいりました。その結果、売上高は1,655百万円となりました。マイクロソフト社を主要顧客にもつ株式会社ディーアンドアール・インテグレイツは、顧客情報などのデータベースを基にWEB企画からシステムの構築・運営を行い、さらに販売促進活動を支援するなど、幅広いサービスを提供し、マイクロソフト社と密接な関係を築きました。その結果、売上高は831百万円となりました。

#### (広告事業)

広告事業におきましては、好調な日本経済を反映して広告費が引き続き大幅な増加となったため、順調に推移しました。このような状況のもと、ダイヤモンド社の広告業務の代行を目的として設立された株式会社ダイヤモンドエージェンシーは、経営陣の大幅な入れ替えを行い、財務内容の改善に努めた結果、経営再建は最終局面に至りました。具体的な当連結会計年度の業績では、マイクロソフト社向け及び不動産会社向けの広告事業は不振でしたが、ダイヤモンド社向け及び三井住友カード向けについては好調でした。また、将来の事業展開を見据えて、インターネット媒体を利用するインタラクティブ部門の強化を行いました。その結果、売上高は3,304百万円となりました。

#### (PC販売事業)

パソコン市場では、マイクロソフト社の新OS「Windows Vista」発売を見越したパソコンの買い控えにより、年間を通して最需要期となるはずの年末商戦は低迷し、昨年パソコン出荷台数は落ち込みました。このような状況のもと、ピーシーデポコーポレーション社のフランチャイジーとしてのパソコン専門店である株式会社オーエー・システム・プラザは、「PC DEPOT」店を9店舗運営し、ITのワンストップソリューションを提供してきました。具体的には、買替え需要に対応してお客様の問題を解決する「パソコンクリニック」の設置、オリジナル商品「OZZ IO」の開発、「月額会員制保守サービス」の提供を行ってきました。また、店舗再配置戦略のスクラップ&ビルドとして、PC DEPOT宇和島店およびPC DEPOT北谷店を閉店し、他店に統合しました。その結果、当連結会計年度に寄与する売上高は6,845百万円となりました。

#### (不動産事業)

景気回復によるオフィス需給の引き締め、不動産証券市場の拡大による投資資金の流入、都心部での再開発の促進により、バブル崩壊以降一貫して下落してきた東京23区商業地区の不動産価格は、当連結会計年度から上昇に転じました。また、地域ブロックの中心都市では、JR中央駅から近いエリアで地価が上昇しました。このような状況のもと、企業をクライアントとして不動産に関するコンサルティングを行う株式会社グローバルコーポレーションを連結子会社である同興紡績株式会社（現 株式会社プロジェ・ホールディングス）が、平成18年10月に子会社化しました。同社は、不動産の売却先まで決定したうえで、収益性・健全性等を検討して当該不動産を取得し、付加価値を加えてクライアントに販売するソリューション業務も行います。このソリューション業務は、不動産販売・仲介業者とは異なり、不動産コンサルティング業務から派生した他社に例をみないユニークなビジネスモデルで、収益に大きく貢献しました。その結果、当連結会計年度に寄与する売上高は4,881百万円となりました。

#### (繊維事業)

日本の繊維産業は、成長を続ける中国やインドの企業の影響から縮小を余儀なくされ、工場閉鎖や生産調整で販売価格を維持している状態になっています。当連結会計年度も海外からの繊維製品の輸入が依然として増加傾向であり、また、円安と原綿高によるコストアップの影響で国内の繊維素材メーカーは引き続き厳しい環境にあります。このような状況のもと、同興紡績株式会社（現 株）プロジェ・ホールディングス）の繊維事業では、紡績糸のトレンドが薄くきれいなものへと向かったため、同社

が主力とする特殊糸や綿麻混糸などの荷動きが不振でした。また、同社が輸入するインド糸につきましても、コンパクト糸（羽毛の少ない糸）や細番手の販売が順調でしたが、中番手や加工糸の落込みにより全体として減収となりました。ニット及び織物では、綿から他の素材へトレンドが移行した影響などにより減収となりました。その結果、売上高は1,624百万円となりました。

## (2) 事業別売上高

事業別売上高は、次のとおりであります。

事業の名称	売上高 百万円	構成比 %
婦人子供服販売事業	5,593	22.6
投資事業	16	0.1
ITソリューション事業	2,542	10.2
広告事業	3,304	13.3
PC販売事業	6,845	27.6
不動産事業	4,881	19.7
繊維事業	1,624	6.5
合計	24,807	100.0

## (3) 設備投資等の状況

当社グループ(当社および連結子会社)における主要な設備の異動は、次のとおりです。

会社名	事業所名(所在地)	設備内容
(株) エルメ	長吉ダイエー店(大阪市平野区)	店舗設備
	e.L.mお台場DECKS(東京都港区)	店舗設備
	e.L.mアステ川西店(兵庫県川西市)	店舗設備
(株)ジャクスタポーズ	アントニーニ六本木ヒルズ店(東京都港区)	店舗設備

## (4) 資金調達の状況

平成18年10月31日に、同興紡績株式会社(現 株式会社プロジェ・ホールディングス)は第三者割当増資により、2,000百万円の増資を実施いたしました。

なお、この他については重要な資金調達はありません。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

同興紡績株式会社(現株式会社プロジェ・ホールディングス)は、平成18年5月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年10月2日付けで、同興紡績株式会社(現株式会社プロジェ・ホールディングス)の繊維事業部門およびコンピューター事業部門を新設分割方式により会社分割し、同日付で、新設会社である株式会社ドーコーボウおよび株式会社同興システムズの全株式を同興紡績株式会社(現株式会社プロジェ・ホールディングス)が取得しています。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成18年8月1日、連結子会社である株式会社エルメ・コンベックスを吸収合併しました。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は株式会社ジャクスタポーズと株式交換契約を締結し、平成18年5月19日に株式会社ジャクスタポーズを完全子会社化しました。

平成18年10月31日付けで、当社は同興紡績株式会社（現 株式会社プロジェ・ホールディングス）の株式1,000千株の第三者割当増資を引き受けました。

(9) 対処すべき課題

純粋持株会社として事業会社の株式を中長期的に保有・支配し、事業子会社を統括して傘下各社の企業価値の向上に努めることで、連結グループの利益の極大化を図ります。

- ① 当社グループの事業子会社に対する経営管理機能を強化し、グループ内の経営資源を適切に配賦して各社のシナジー効果を追及することにより、グループ企業価値を高めます。
- ② 各事業の責任者を定め、計画・予算と実施、評価の管理サイクルを着実に行うことで、事業推進を統制します。
- ③ 株主への利益還元を重視する経営を行うため、復配の実現、自社株の購入を図ります。
- ④ 総合不動産事業、小売・リテール事業、IT・メディア事業の3事業軸の展開に必要な企業に対してグループへの参加を勧誘し、M&Aを行います。
- ⑤ グループ内の優良な事業子会社について、積極的に上場の支援を行います。
- ⑥ 実績に基づく能力主義人事を行い、人材の確保と登用を図ります。

何とぞ株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況の推移

区分	平成15年度 (第32期) (自 平成15年3月1日 至 平成16年2月29日)	平成16年度 (第33期) (自 平成16年3月1日 至 平成17年2月28日)	平成17年度 (第34期) (自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日)	平成18年度 (第35期) (当連結会計年度) (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
売上高	6,121,130千円	5,900,294千円	9,309,037千円	24,807,977千円
経常利益	175,390千円	△237,725千円	514,826千円	△615,388千円
当期純利益	71,038千円	△250,609千円	413,928千円	△3,600,426千円
1株当たり 当期純利益	0円99銭	△3円52銭	3円97銭	△26円76銭
純資産	2,992,611千円	2,827,611千円	12,083,008千円	15,037,430千円
総資産	3,863,412千円	4,209,094千円	23,467,724千円	26,153,278千円

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. △印は、損失を示しております。

(11) 重要な子会社の状況  
重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社) 株 エ ル メ	235百万円	100.00%	婦人子供服販売事業
東 西 キ ャ ピ タ ル 株	250百万円	0.00% (100.00%)	投資事業等
株 パ ナ ッ シ ュ	45百万円	0.00% (100.00%)	I Tソリューション事業
株ディーアンドアール・インテグレイツ	20百万円	0.00% (100.00%)	I Tソリューション事業
株ダイヤモンドエージェンシー	200百万円	0.00% (90.00%)	広告事業
同 興 紡 績 株 (現 株プロジェ・ホールディングス)	3,225百万円	40.85%	不動産事業
株 ド ー コ ー ボ ウ	100百万円	0.00% (100.00%)	繊維製品の製造・販売事業
株 同 興 シ ス テ ム ズ	10百万円	00.00% (100.00%)	ソフトウェア事業、情報サービス処理事業
株オーエー・システム・プラザ	3,070百万円	42.96%	P C 販売事業、投資事業、不動産事業
株 ジャ ク ス タ ポ ー ズ	10百万円	100.00%	婦人子供服販売事業
株グローバルコーポレーション	176百万円	0.00% (100.00%)	不動産事業
(関連会社) 株日本インフォメーションシステム	625百万円	16.52%	情報通信処理システムの開発・販売事業

(注) 議決権比率の( )内は子会社による間接所有割合(外数)であります。

## (12) 主要な事業内容

婦人子供服販売事業、投資事業、ITソリューション事業、広告事業、PC販売事業、不動産事業、繊維事業

## (13) 主要拠点等

### 1. 当社の主要な事業所

大阪本社（本店登記） 大阪府中央区瓦町一丁目6番10号

東京本社（支店登記） 東京都港区愛宕二丁目5番1号

### 2. 子会社の主要な事業所

会社名	店舗名その他	所在地	事業部門等の名称
(株)エールメ	原宿店他12店舗	関東地方	婦人子供服販売事業
	金沢サティ店他3店舗	中部地方	
	茨木サティ店他30店舗	近畿地方	
	広島サティ店他3店舗	中国地方	
	高松店他4店舗	四国地方	
	長崎浜町店他16店舗	九州地方	
	本社その他	大阪府中央区	
東西キャピタル(株)	本社	東京都港区	投資事業
(株)パナッシュ	本社	東京都渋谷区	ITソリューション事業
(株)ディーアンドオール・インテグレイツ	本社	東京都新宿区	ITソリューション事業
(株)ダイヤモンドエージェンシー	本社	東京都港区	広告事業
同興紡績(株) (現(株)プロジェ・ホールディングス)	アピタ大口店	愛知県丹羽郡大口町	繊維事業
	本社	愛知県丹羽郡大口町	ITソリューション事業 不動産事業
(株)ドーコーボウ	本社	大阪府中央区	繊維事業
(株)同興システムズ	本社	愛知県丹羽郡大口町	ITソリューション事業
(株)オーエー・システム・プラザ	本社	名古屋市中区	PC販売事業・投資事業・不動産事業
	全国9店舗	全国各地	

会 社 名	店 舗 名 そ の 他	所 在 地	事業部門等の名称
(株)ジャクスタポーズ	本社	東京都港区	婦人子供服販売事業
	お台場店	東京都港区	
	六本木ヒルズ店	東京都港区	
	福岡店	福岡市	
(株)グローバルコーポレーション	本社	東京都港区	不動産事業

(14) 従業員の状況

従業員数 401名

(15) 主要な借入先

りそな銀行 924,250千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 250,000,000株

(2) 発行済株式総数 134,318,947株（自己株式 1,663,053株を除く。）

(3) 当事業年度末日株主数 8,628名

### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
シーエルエスエー サブ アカウント クライアント	24,000,000 <sup>株</sup>	17.64%
イーエフジーバンクエスエー	8,100,000	5.95%
コアパシフィック ヤマイチ インターナショナル ホンコン	7,084,000	5.20%
クレディ アグリコール スイス エスエー	4,594,000	3.37%
大阪証券金融株式会社	4,310,000	3.16%
バークレイズバンクピーエルシー バークレイズ キャピタル セキュリティーズ エスピーエルピービー アカウント	1,786,000	1.31%
エスアイエス セガインターセトル エージー	1,559,000	1.14%
バンクジュリウスベアアンドカンパニーリミテッド	1,100,000	0.80%
大阪証券金融株式会社（業務口）	1,029,000	0.75%
株式会社だいら証券ビジネス（自己融資口）	672,000	0.49%

(注) 1. 当社は自己株式 1,663,053株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 上記のシーエルエスエー サブ アカウント クライアントの所有株式は信託業務に係るものであり、アウトパーフォーマー・インベストメント・リミテッドが実質所有しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・ 第1回新株予約権の数

380個

目的となる株式の種類および数

普通株式380,000株（新株予約権1個につき1,000株）

- ・ 第2回新株予約権の数

1,945個

目的となる株式の種類および数

普通株式1,945,000株（新株予約権1個につき1,000株）

- ・ 第6回新株予約権の数  
3,670個  
目的となる株式の種類および数  
普通株式3,670,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・ 第8回新株予約権の数  
1,000個  
目的となる株式の種類および数  
普通株式6,000,000株（新株予約権1個につき6,000株）
- ・ 第9回新株予約権の数  
1,000個  
目的となる株式の種類および数  
普通株式6,000,000株（新株予約権1個につき6,000株）

- ・ 職務執行の対価としての新株予約権

取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	第6回（223円）	平成17年10月3日～ 平成19年10月2日	650個	2名
社外取締役	第2回（134円）	平成16年6月1日～ 平成23年3月31日	100個	1名
監査役	第2回（134円）	平成16年6月1日～ 平成23年3月31日	40個	2名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

当社における地位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況、重要な兼職の状況
代表取締役会長	平 山 達 大	ファースト・パートナーズ・グループ(株) 代表取締役
代表取締役社長	アンドリュー・マンキューヴィッチ	
取締役副社長	松 浦 清	小売り、経営戦略管掌
取 締 役	ブレンダン・マクマーン	IT・メディア・ブランディング・マーケティング管掌
取 締 役	樋 口 收	弁護士
取締役相談役	畑 伊三己	
監 査 役	新 佳 幸	常勤
監 査 役	本 田 正 三	
監 査 役	杉 原 正 芳	弁護士

- (注) 1. 平成18年5月26日開催の第34回定時株主総会において、新たに松浦清、ブレンダン・マクマーン、樋口收が取締役に、新佳幸が監査役に選任され就任いたしました。
2. 平成18年5月26日開催の第34回定時株主総会において、取締役新佳幸は退任いたしました。
3. 平成18年5月26日開催の第34回定時株主総会において、監査役樋口收は辞任いたしました。
4. 平成18年9月30日、専務取締役角田良夫は辞任いたしました。
5. 取締役樋口收は社外取締役であります。
6. 監査役本田正三、杉原正芳は、社外監査役であります。
7. 平成19年3月1日、代表取締役社長アンドリュー・マンキューヴィッチは代表取締役社長を辞任いたしました。
8. 平成19年3月1日開催の取締役会において、新たに松浦清が代表取締役社長に選任され就任いたしました。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	8名	64,762千円
監 査 役	4名	11,400千円
合 計	12名	76,162千円

- (注) 1. 期末現在の人数は、取締役6名、監査役3名であります。
2. 上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は3名11,400千円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役（平成18年5月26日開催の定時株主総会終結の時までは監査役）

樋口 収

##### ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

##### イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社ダイヤモンドエージェンシー、東西キャピタル株式会社、株式会社ディーアンドアール・インテグレイツの社外監査役であります。

その他、ファースト・パートナーズ・グループ株式会社、株式会社キャピタルメディカの社外監査役であります。

##### ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### エ. 当事業年度における主な活動状況

###### (ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち4回は監査役として出席し、14回は取締役として出席し、監査役としての経験も有しており、主に弁護士としての専門的見地から活発に発言を行っております。

###### (イ) 監査役会への出席状況および発言状況

監査役在任期間中2回開催のうち2回に出席し、弁護士としての専門的見地から活発に発言を行っております。

##### オ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

#### ② 監査役 本田 正三

##### ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ホンダボールドンインターナショナル株式会社の取締役社長であり、またディアロネット株式会社の取締役会長であり、同2社と当社とは取引関係はありません。

##### イ. 当事業年度における主な活動状況

###### (ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち19回に出席し、ファッション業界に携わってきた者としての豊富な経験から活発に発言を行っております。

###### (イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会8回のうち8回に出席し、ファッション業界に携わってきた者としての豊富な経験から活発に発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

③ 監査役 杉原 正芳

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から活発に発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会8回のうち8回に出席し、弁護士としての専門的見地から活発に発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) ①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

46,800,000円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

56,300,000円

なお、当社子会社オーエー・システム・プラザ株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人トーマツが行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、当社都合の場合、または、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業としての行動基準およびコンプライアンスに関する規程を定め、取締役および使用人が法令、定款および社会倫理規範の遵守を前提とした職務執行を行うための行動規範とする。また、その徹底を図るために、総務部門がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、維持、強化を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、保存及び管理をおこなう。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項については、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理部門およびリスク管理責任者を決定し、リスク管理体制を構築する。また、同規程に定める経営危機が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速、的確な対応をおこなうことで、損害の拡大を防止する体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の定時取締役会および適宜の臨時取締役会を開催し、法令、定款および取締役会規則に定める事項その他重要な事項について迅速で的確な意思決定を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程および職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任並びに執行手続きの詳細について定める。

#### 5. 株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理および内部統制に関する担当部門として関係会社管理部を設置し、関係会社管理規程に基づいて子会社の管理を行う。また、グループ各社と連携し情報の共有化を図り、グループ各社における内部統制の実効性を高めるために、必要な施策、指導および支援を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。監査役を補助すべき使用人の所属は「監査役室」とする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の会社からの独立性に関する事項  
監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に従い監査役の職務の補助に専念する。使用人の任命、異動、評価、懲戒は、あらかじめ監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生しまたは発生するおそれを認めたときその他業務および業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、監査役に都度報告および情報提供を行うものとする。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長、取締役副社長その他役付取締役および会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行う。また、当社は、監査役会が当社顧問弁護士とは別の弁護士その他の当社と契約関係にない外部の専門家に助言を受ける機会を保障する。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、1株当たり利益を向上させることが責務であると認識しております。また、企業体質の強化や将来の事業展開のためには、利益の内部留保も重要であると認識しており、安定配当を継続的に実施することを基本方針として、その時々々の経営環境や、業績の推移、配当性向及び事業展開を総合的に勘案しつつも最適な利益配分を積極的に実施してまいります。内部留保金につきましては、経営基盤の強化及び今後の事業に備え、長期的な視点で有効に活用してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成19年2月28日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,902,898</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,777,656</b>
現金及び預金	5,067,216	支払手形及び買掛金	2,202,300
受取手形及び売掛金	1,485,686	短期借入金	1,431,306
営業投資有価証券	1,205,084	未払法人税等	372,318
たな卸資産	3,461,022	賞与引当金	57,798
不動産共同事業出資金	915,000	役員賞与引当金	2,154
その他の	799,211	その他	711,779
貸倒引当金	△ 30,322	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,338,191</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,171,378</b>	社 債	105,000
<b>有形固定資産</b>	<b>7,908,778</b>	長期借入金	1,425,612
建物及び構築物	3,370,795	長期預り保証金	3,202,639
土地	4,378,445	繰延税金負債	1,212,786
その他	159,537	退職給付引当金	248,649
<b>無形固定資産</b>	<b>2,108,886</b>	その他	143,502
のれん	2,036,568	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,115,847</b>
その他	72,317	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,153,713</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,114,495</b>
投資有価証券	290,047	資 本 金	5,292,518
長期差入保証金	2,491,918	資本剰余金	6,335,874
その他	442,282	利益剰余金	△ 3,375,419
貸倒引当金	△ 70,535	自己株式	△ 138,478
<b>繰 延 資 産</b>	<b>79,001</b>	評価・換算差額等	△ 421,714
株式交付費	79,001	その他有価証券評価差額金	△ 421,714
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,153,278</b>	新株予約権	110,620
		少数株主持分	7,234,030
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,037,430</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,153,278</b>

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

( 自 平成18年 3 月 1 日 )  
( 至 平成19年 2 月 28 日 )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		24,807,977
売上		18,775,017
売上		6,032,960
販売費		6,475,643
営業		442,683
受取	6,008	
受取	7,987	
受取	350	
受取	25,462	
受取	17,809	
受取	17,049	
受取	49,727	
受取	18,651	143,045
営業		
支社	80,337	
株式	2,733	
持分	80,576	
支消	41,809	
そ	53,636	
の	3,750	
の	52,907	315,750
経特		615,388
固新	10,766	
投資	4,000	
特	1,700	16,466
店	2,942	
固	1,218	
固	24,975	
減	91,973	
の	1,829,373	
投	427,077	
事	30,735	
店	68,130	
持	40,517	2,516,944
税金		3,115,866
法人	400,808	
法	△ 51,804	349,004
人		135,555
当		3,600,426

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 平成18年 3 月 1 日 )  
( 至 平成19年 2 月 28 日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年 2 月 28 日 残高	5,278,360	6,243,156	225,710	△ 101,477	11,645,749
当 期 変 動 額					
新株の発行	14,158	14,107			28,265
利益処分による役員賞与			△ 703		△ 703
当期純損失(△)			△3,600,426		△3,600,426
自己株式の取得				△ 70,188	△ 70,188
自己株式の処分		78,611		33,188	111,799
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	14,158	92,718	△ 3,601,130	△ 37,000	△3,531,254
平成19年 2 月 28 日 残高	5,292,518	6,335,874	△ 3,375,419	△ 138,478	8,114,495

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計			
平成18年 2 月 28 日 残高	437,258	437,258	27,520	2,721,196	14,831,724
当 期 変 動 額					
新株の発行					28,265
利益処分による役員賞与					△ 703
当期純損失(△)					△3,600,426
自己株式の取得					△ 70,188
自己株式の処分					111,799
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 858,973	△ 858,973	83,100	4,512,833	3,736,960
当期変動額合計	△ 858,973	△ 858,973	83,100	4,512,833	205,705
平成19年 2 月 28 日 残高	△ 421,714	△ 421,714	110,620	7,234,030	15,037,430

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 …………… 16社

#### 連結子会社の名称

(株) エ ル メ

東西キャピタル(株)

(株) パ ナ ッ シ ュ

(株)ディーアンドアール・インテグレイツ

(株)ダイヤモンドエージェンシー

同 興 紡 績 (株)

(現 (株)プロジェ・ホールディングス)

同 興 ニ ッ ト (株)

(株)同興システムズ

(株)同興システムズは平成18年10月1日に同興紡績(株)から新設分割された子会社であります。

(株)ド ー コ ー ボ ウ

(株)ドーコーボウは平成18年10月1日に同興紡績(株)から新設分割された子会社であります。

(株)オーエー・システム・プラザ

(株)オーエー・システム・プラザは、前会計年度において持分法適用関連会社でありましたが、当連結会計年度において経営体制を変更し、実質的に支配獲得していると認められたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとし、みなし取得日を平成18年3月1日として連結しております。

(株)ジャクスタポーズ

(株)ジャクスタポーズは、当連結会計年度において株式を取得したことにより、支配獲得したため連結子会社に含めることとしております。みなし取得日を平成18年8月31日として連結しております。

(株)グローバルコーポレーション

(株)グローバルコーポレーションは、連結子会社である同興紡績(株) (現 (株)プロジェ・ホールディングス) が当連結会計年度において株式を取得したことにより支配獲得したため、連結子会社に含めることとしております。

(株)グローバルアセットマネージャーズ

(有)ハーバーファンディング  
有限責任中間法人ハーバーファンディング  
合同会社ハーバーファンディング 二号

上記4社は、(株)グローバルコーポレーションの子会社であり、当連結会計年度において連結子会社である同興紡績(株) (現 (株)プロジェ・ホールディングス) が(株)グローバルコーポレーションの株式を取得したことにより支配獲得したため、連結子会社に含まれることとしております。

なお、連結子会社であった(株)エルメ・コンベックスは当連結会計年度において当社と合併いたしました。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 …………… 1社

(株)日本インフォメーションシステムに対して持分法を適用しております。

なお、(株)オーエー・システム・プラザは、当連結会計年度において経営体制を変更し、実質的に支配獲得していると認められたため、新たに連結子会社となり持分法適用の関連会社から除いております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)パナッシュ、(株)ディーアンドアール・インテグレイツ、(株)ダイヤモンドエージェンシーの連結会計年度は3月31日であり、2月28日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

同興紡績(株)、同興ニット(株)の連結会計年度は2月28日であります。当該連結子会社については14ヶ月決算になっております。

(株)同興システムズ、(株)ドーコーボウの連結会計年度は2月28日であります。当該連結子会社については平成18年10月1日に新設されたため5ヶ月決算になっております。

(株)オーエー・システム・プラザの連結会計年度は3月31日であり、12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

有限責任中間法人ハーバーファンディングの連結会計年度は12月31日であり、同決算現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に発生した取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券 …………… 償却原価法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの …………… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(有価証券の保有目的の変更)

平成18年8月31日開催の取締役会において、資金運用方針の変更により有価証券の短期的な売買(トレーディング取引)を行わないことを決議したことに伴い、従来、売買目的有価証券として保有しておりました株式1,022,730千円について保有目的を変更し、その他有価証券としております。当該保有目的の変更の結果、有価証券(流動資産)が1,022,730千円減少し、営業投資有価証券(流動資産)が同額増加しております。

投資事業組合出資金 ……………

投資事業組合等を当社および連結子会社が管理運用する場合は、当該組合等の最近の財産および損益の状況に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上し、他社が管理・運用する場合は、当該組合等の純資産および純損益を当社の持分割合に応じて計上しております。

なお、連結子会社が管理・運営する投資事業組合に対する出資のうち、関係会社の持ち分割合が過半数を超える投資事業組合が1ファンドございましたが、当連結会計年度において解散いたしました。

(2) デリバティブの評価基準 …………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品	……………	婦人子供服販売事業における店舗商品は売価還元低価法、商品センター商品は最終仕入原価法、宝飾品は個別法による原価法を採用しております。 P C 販売事業では移動平均法による原価法を採用しております。
販 売 用 不 動 産	……………	不動産事業における販売用不動産は個別法による原価法を採用しております。
仕 掛 品	……………	I T ソリューション事業および広告事業では個別法による原価法を採用しており、繊維事業では移動平均法による原価法を採用しております。
貯 蔵 品	……………	婦人子供服販売事業およびP C 販売事業では最終仕入原価法を採用しており、繊維事業および不動産事業では移動平均法による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産		
建物及び構築物	……………	主として定額法
その他の有形固定資産	……………	定率法
無 形 固 定 資 産	……………	定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。）

(5) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費	……………	3年間にわたり均等償却しております。
株 式 交 付 費	……………	株式交付のときから3年間にわたり定額法により償却しております。なお、前連結会計年度に計上していた「新株発行費」は、「株式交付費」に振り替え、3年間で均等償却しております。

(6) 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収の可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を見積計上しております。

#### 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

#### (7) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	……………	特例処理の要件を満たしている金利スワップについて特例処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	……………	ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金利息
ヘッジ方針	……………	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	……………	特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### (9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については全面時価評価法によっております。

#### 6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現が見込まれる期間（10年または20年）で均等償却を行っております。金額の僅少のものについては、発生年度に一括償却しております。

#### 7. 会計方針の変更

##### (役員賞与に関する会計基準)

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

この変更により、従前の方法に比べて、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失が2,154千円増加しております。

##### (固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純損失は91,973千円増加しています。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,692,780千円であります。

(企業結合に係る会計基準等)

当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)に準じた会計処理を行っております。

(ストック・オプション等に関する会計基準等)

当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)

当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,957,063千円
(2) 担保に供している資産	定期預金	169,709千円
	建物及び構築物	2,970,375千円
	土地	4,213,948千円
	たな卸資産(販売用不動産)	351,634千円
	長期差入保証金	2,335千円
上記に対応する債務	短期借入金	1,156,672千円
	長期借入金	1,181,442千円
	支払手形及び買掛金	126,884千円
	長期預り保証金	3,051,666千円
(3) 関連会社株式	投資有価証券(株式)	31,698千円
(4) 受取手形割引高		167,326千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	135,741,000	241,000	—	135,982,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションによる増加 241,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,506,528	648,600	492,075	1,663,053

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,600株

市場からの買付による増加 646,000株

減少数の主な内訳は次のとおりであります。

(株)ジャクスタポーズとの株式交換による減少 492,075株

### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
連結計算書類作成会社	平成15年新株予約権	普通株式	2,566,000	—	241,000	2,325,000	—
	平成17年新株予約権	普通株式	21,670,000	—	6,000,000	15,670,000	23,520
子会社	—	—	—	—	—	—	87,100
合計			24,236,000	—	6,241,000	17,995,000	110,620

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成15年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

平成17年新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	57円27銭
1 株当たり当期純損失	26円76銭

#### (重要な後発事象に関する注記)

(1) 株式譲渡及び簡易株式交換によるグローバル・ファンデックス株式会社の完全子会社化

当社は、平成19年3月12日開催の当社取締役会において、グローバル・ファンデックス株式会社の発行済株式420株のうち、211株を平成19年3月22日付で譲り受け、残余の株式209株を平成19年4月24日付で簡易株式交換によって取得することにより、同社を完全子会社化することを決議し、株式譲渡契約書及び株式交換契約書を締結いたしました。

##### ① 完全子会社化の目的

グローバル・ファンデックス株式会社を完全子会社化することで、グループ戦略として総合不動産事業の展開を協力を推進し、当社グループ全体の企業価値を高めることを目的としております。

##### ② 株式譲渡の内容

###### a 株式譲渡の内容

譲渡人	坂田陽一郎 個人株主1名
取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	211株
取得価額の総額	1,371,500,000円

b 株式譲渡の日程

平成19年3月12日

株式譲渡契約書の締結

平成19年3月22日

株式取得

③株式交換の内容

株式交換の相手会社の名称等

名称

グローバル・ファンデックス株式会社

代表者

代表取締役社長 坂田 陽一郎

本店の所在地

東京都新宿区新宿三丁目13番5号

資本金

33,000千円(平成19年1月31日現在)

事業の内容

不動産の販売、管理及び仲介

a 株式交換の日程

平成19年3月12日

株式交換契約書の締結

平成19年4月24日

株式交換期日(効力発生日)

(注)当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の決議を必要としない簡易株式交換の手続きにより株式交換を行います。

b 株式交換比率

グローバル・ファンデックス株式会社の株式1株に対し、当社株式74,712株を割当てます。

(2)株式会社ジャレコ・ホールディングとの資本・業務提携解消

当社は、平成19年4月6日において、株式会社ジャレコ・ホールディングとの資本・業務提携を解消することとなりました。

①資本・業務提携解消の理由

当社は、平成18年5月12日付で株式会社ジャレコ・ホールディングと資本・業務提携契約を締結いたしました。が、案件が具体化に至らず、また、今後強調して取り組む、相互の事業に相乗効果を得られる案件の予定がないことから、両社で協議を行い提携の解消を決定いたしました。

(3)第三者割当による新株の発行

平成19年2月7日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当てによる新株式の発行に関し、平成19年3月1日に払込手続きが完了いたしました。なお、新株式の発行要項等は下記のとおりであります。

1. 新株式の発行要領

- ① 発行新株式数普通株式 20,000千株
- ② 発行価額 1株につき 金77円
- ③ 発行価額の総額 1,540,000,000円
- ④ 資本組入額 770,000,000円
- ⑤ 申込期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月1日(木)
- ⑥ 払込期日 平成19年3月2日(金)

(実際の払込は3月1日に完了いたしました)

- ⑦ 新株券交付日 平成19年3月2日(金)
- ⑧ 割当先及び株式数 Rising Sun International Investment Fund  
20,000千株

⑨ 新株式の継続所有等の取決めに関する事項

当社は割当予定先との間で中長期的な安定株主として協力関係を構築することで同意を得ており、最低限の期間として新株式のロックアップ期間を新株交付日より2年間とすることで合意いたしております。また、割当新株式の全部又は一部を発行日から2年以内に譲渡した場合は、直ちに当該内容を当社に報告する旨の確約を得ております。

2. 今回の増資による発行済株式総数及び資本金の推移

現在の発行済株式総数 135,982,000株(増資前資本金額 5,292,518,000円)

増資による増加株式数 20,000,000株(増加資本金額 770,000,000円)

増資後発行済株式総数 155,982,000株(増資後資本金額 6,062,518,000円)

3. 増資の理由及び資金の用途等

① 増資の理由：財務体質の充実強化をはかることを目的としております。

② 増資調達資金の用途：今後の事業投資に充当する予定です。

# 貸 借 対 照 表

(平成19年2月28日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,807,355</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,796</b>
現金及び預金	130,776	未 払 金	6,066
営業投資有価証券	1,205,084	未 払 費 用	3,370
前 払 費 用	49,945	未 払 法 人 税 等	13,063
関係会社短期貸付金	355,000	前 受 金	7,841
未 収 入 金	2,620	預 り 金	3,621
そ の 他	63,943	前 受 収 益	832
貸倒引当金	△ 15	<b>固 定 負 債</b>	<b>179,793</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,065,837</b>	繰 延 税 金 負 債	106,944
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>12,206</b>	そ の 他	72,848
建 物	8,976	<b>負 債 合 計</b>	<b>214,589</b>
器 具 備 品	3,230	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>11,264</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,923,786</b>
商 標 権	1,408	資 本 金	5,292,518
ソフトウェア	9,856	資 本 剰 余 金	6,335,874
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,042,365</b>	資 本 準 備 金	4,263,186
関係会社株式	5,980,671	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,072,688
その他の関係会社有価証券	311,180	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△ 2,566,127</b>
関係会社長期貸付金	454,857	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,566,127
長期差入保証金	104,088	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,566,127
破産・更生債権等	46,303	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 138,478</b>
閉鎖店未返還保証金	43,621	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 240,531
長期前払費用	146,250	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 240,531
そ の 他	110	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>23,520</b>
貸倒引当金	△ 44,716	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,706,775</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>48,172</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>8,921,364</b>
株式交付費	48,172		
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,921,364</b>		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 自 平成18年 3 月 1 日 )  
( 至 平成19年 2 月 28 日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	83,838
営 業 費 用	1,007,631
営 業 損 失	923,793
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	24,984
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,860
そ の 他	1,883
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費 償 却	51,334
消 費 税 等 差 額	2,777
そ の 他	4,556
経 常 損 失	953,733
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,000
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	507
固 定 資 産 除 却 損	2,726
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,464,773
関 係 会 社 再 編 損 失	18,355
事 業 所 移 転 損 失	31,872
税 引 前 当 期 純 損 失	3,467,968
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,856
当 期 純 損 失	3,471,825

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 自 平成18年3月1日 )  
( 至 平成19年2月28日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
平成18年2月28日残高	5,278,360	4,249,079	1,994,077	905,697	△101,477	12,325,736
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	14,158	14,107				28,265
当期純損失(△)				△3,471,825		△3,471,825
自己株式の取得					△70,188	△70,188
自己株式の処分			78,611		33,188	111,799
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	14,158	14,107	78,611	△3,471,825	△37,000	△3,401,949
平成19年2月28日残高	5,292,518	4,263,186	2,072,688	△2,566,127	△138,478	8,923,786

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	評価・換算差額 等合計		
平成18年2月28日残高	861,140	861,140	27,520	13,214,396
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				28,265
当期純損失(△)				△3,471,825
自己株式の取得				△70,188
自己株式の処分				111,799
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,101,671	△1,101,671	△4,000	△1,105,671
当期変動額合計	△1,101,671	△1,101,671	△4,000	△4,507,621
平成19年2月28日残高	△240,531	△240,531	23,520	8,706,775

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表  
(重要な会計方針)

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

<p>子会社株式および関連会社株式 ……………</p> <p>その他有価証券 (営業投資有価証券を含む)</p> <p>時価のあるもの ……………</p> <p>時価のないもの …………… (有価証券の保有目的の変更)</p>	<p>移動平均法による原価法</p> <p>事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>平成18年8月31日開催の取締役会において、資金運用方針の変更により有価証券の短期的な売買(トレーディング取引)を行わないことを決議したことに伴い、従来、売買目的有価証券として保有しておりました株式1,022,730千円について保有目的を変更し、その他有価証券としております。当該保有目的の変更の結果、有価証券(流動資産)が1,022,730千円減少し、営業投資有価証券(流動資産)が同額増加しております。</p>
<p>投資事業組合出資金 ……………</p>	<p>投資事業組合等を当社および関係会社が管理運用する場合は、当該組合等の最近の財産および損益の状況に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上し、他社が管理・運用する場合は、当該組合等の純資産および純損益を当社の持分割合に応じて計上しております。</p> <p>なお、関係会社が管理・運営する投資事業組合に対する出資のうち、関係会社の持ち分割合が過半数を超える投資事業組合が1ファンドございましたが、当事業年度において解散いたしました。</p>

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物付属設備を含む） …… 定額法

その他の有形固定資産 …… 定率法

無形固定資産 …… 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。）

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 …… 株式交付のときから3年間にわたり定額法により償却しております。なお、前事業年度に計上していた「新株発行費」は、「株式交付費」に振り替え、3年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収の可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(7) 会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等）

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は8,683,255千円であります。

(企業結合に係る会計基準等)

当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)に準じた会計処理を行っております。

(ストック・オプション等に関する会計基準等)

当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)

当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(記号会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	355,416千円
関係会社に対する長期金銭債権	454,857千円
関係会社に対する短期金銭債務	8,821千円
関係会社に対する長期金銭債務	72,848千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,071千円
(3) 関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	66,110千円

**(損益計算書に関する注記)**

(1) 関係会社に対する取引高は次のとおりであります。

営業取引高	73,528千円
営業取引以外の取引高	28,577千円

(2) 営業収益には、連結子会社に対する経営管理料64,528千円が含まれております。

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,506,528	648,600	492,075	1,663,053

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,600株

市場からの買付による増加 646,000株

減少数の主な内訳は次のとおりであります。

(株)ジャクスタポーズとの株式交換による減少 492,075株

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の主な内容は、関係会社株式評価損および繰越欠損金であります。

繰延税金負債の内容は、その他有価証券評価差額金であります。

なお、評価性引当金は、1,680,680千円であります。

**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

リース契約により使用している固定資産の主なものはコピー機等の事務機器であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(披所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	ファースト・パートナーズ・グループ(株)	東京都港区	50,000	公開企業への財務戦略支援およびベンチャー企業株式公開・立上げ支援等	なし	兼任1名	M&AおよびM&A関連業務にあたっての投資実行・財務戦略業務委託契約(平成18年6月1日から平成19年5月31日)	業務委託報酬	6,000	—	—
							新株予約権付与	3,000	その他(新株予約権)	3,000	
							適時開示資料実務支援業務委託契約(平成18年5月29日から平成19年5月28日)	適時開示資料実務支援	10,000	—	—
							M&Aのための財務調査に関する業務委託契約(平成18年7月10日他)	財務調査	9,500	—	—

(注)1 取引金額は、消費税等を含んでおりません。

2 ファースト・パートナーズ・グループ(株)は、当社代表取締役会長の平山達大が議決権の過半数を所有しております。

3 取引条件および取引条件の決定方針

M&AおよびM&A関連業務にあたっての投資実行・財務戦略業務委託契約および適時開示資料実務支援業務委託契約並びに連結財務報告、監査対応報告業務委託契約については、一般取引条件と同様に決定しております。

ファースト・パートナーズ・グループ(株)に対する新株予約権の付与数は500個(新株予約権1個につき1,000株、取引金額合計3,000千円)であります。

代表取締役会長平山の当社の戦略上期待される貢献の度合いを勘案して、新株予約権を付与する個数を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	64円65銭
1株当たり当期純損失	25円81銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### (1) 株式譲渡及び簡易株式交換によるグローバル・ファンデックス株式会社の完全子会社化

当社は、平成19年3月12日開催の当社取締役会において、グローバル・ファンデックス株式会社の発行済株式420株のうち、211株を平成19年3月22日付で譲り受け、残余の株式209株を平成19年4月24日付で簡易株式交換によって取得することにより、同社を完全子会社化することを決議し、株式譲渡契約書及び株式交換契約書を締結いたしました。

#### ①完全子会社化の目的

グローバル・ファンデックス株式会社を完全子会社化することで、グループ戦略として総合不動産事業の展開を協力を推進し、当社グループ全体の企業価値を高めることを目的としております。

#### ② 株式譲渡の内容

##### a 株式譲渡の内容

譲渡人	坂田陽一郎 個人株主1名
取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	211株
取得価額の総額	1,371,500,000円

##### b 株式譲渡の日程

平成19年3月12日	株式譲渡契約書の締結
平成19年3月22日	株式取得

#### ③株式交換の内容

##### 株式交換の相手会社の名称等

名称	グローバル・ファンデックス株式会社
代表者	代表取締役社長 坂田 陽一郎
本店の所在地	東京都新宿区新宿三丁目13番5号
資本金	33,000千円(平成19年1月31日現在)
事業の内容	不動産の販売、管理及び仲介

##### a 株式交換の日程

平成19年3月12日	株式交換契約書の締結
平成19年4月24日	株式交換期日(効力発生日)

(注)当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の決議を必要としない簡易株式交換の手続きにより株式交換を行います。

##### b 株式交換比率

グローバル・ファンデックス株式会社の株式1株に対し、当社株式74,712株を割当てます。

## (2) 株式会社ジャレコ・ホールディングとの資本・業務提携解消

当社は、平成19年4月6日において、株式会社ジャレコ・ホールディングとの資本・業務提携を解消することとなりました。

### ① 資本・業務提携解消の理由

当社は、平成18年5月12日付で株式会社ジャレコ・ホールディングと資本・業務提携契約を締結いたしました。が、案件が具体化に至らず、また、今後強調して取り組む、相互の事業に相乗効果を得られる案件の予定がないことから、両社で協議を行い提携の解消を決定いたしました。

## (3) 第三者割当による新株の発行

平成19年2月7日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当てによる新株式の発行に関し、平成19年3月1日に払込手続きが完了いたしました。なお、新株式の発行要項等は下記のとおりであります。

### 1. 新株式の発行要領

- ① 発行新株式数普通株式 20,000千株
- ② 発行価額 1株につき 金77円
- ③ 発行価額の総額 1,540,000,000円
- ④ 資本組入額 770,000,000円
- ⑤ 申込期間 平成19年2月23日(金)から平成19年3月1日(木)
- ⑥ 払込期日 平成19年3月2日(金)

(実際の払込は3月1日に完了いたしました)

- ⑦ 新株券交付日 平成19年3月2日(金)
- ⑧ 割当先及び株式数 Rising Sun International Investment Fund  
20,000千株

### ⑨ 新株式の継続所有等の取決めに関する事項

当社は割当予定先との間で中長期的な安定株主として協力関係を構築することで同意を得ており、最低限の期間として新株式のロックアップ期間を新株交付日より2年間とすることで合意いたしております。また、割当新株式の全部又は一部を発行日から2年以内に譲渡した場合は、直ちに当該内容を当社に報告する旨の確約を得ております。

### 2. 今回の増資による発行済株式総数及び資本金の推移

現在の発行済株式総数 135,982,000株(増資前資本金額 5,292,518,000円)  
増資による増加株式数 20,000,000株(増加資本金額 770,000,000円)  
増資後発行済株式総数 155,982,000株(増資後資本金額 6,062,518,000円)

### 3. 増資の理由及び資金の用途等

- ① 増資の理由 : 財務体質の充実強化をはかることを目的としております。
- ② 増資調達資金の用途 : 今後の事業投資に充当する予定です。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

株式会社アポロ・インベストメント

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員                      公 認 会 計 士                      台   祐 二  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員                      公 認 会 計 士                      岩 出   博 男  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アポロ・インベストメントの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アポロ・インベストメント及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年2月7日の取締役会において第三者割当増資を決議し、平成19年3月1日に払込が完了している。また、平成19年3月12日をもってグローバル・ファンデックス株式会社を完全子会社とする株式譲渡契約書及び株式交換契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第35期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月9日

株式会社アポロ・インベストメント 監査役会

常勤監査役 新 佳幸 ㊟

社外監査役 本田 正三 ㊟

社外監査役 杉原 正芳 ㊟

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

株式会社アポロ・インベストメント

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員                      公 認 会 計 士                      台   祐 二  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員                      公 認 会 計 士                      岩 出   博 男  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アポロ・インベストメントの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 個別注記表の重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類及びその附属明細書を作成している。
2. 個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年2月7日の取締役会において第三者割当増資を決議し、平成19年3月1日に払込が完了している。また、平成19年3月12日をもってグローバル・ファンデックス株式会社を完全子会社とする株式譲渡契約書及び株式交換契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業年度およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月9日

株式会社アポロ・インベストメント

監査役会

常勤監査役 新 佳幸 ㊟

社外監査役 本田 正三 ㊟

社外監査役 杉原 正芳 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

変更の理由及および変更の内容は次のとおりであります。

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成18年9月より短期売買目的の投資活動を行わないこととし、純粋持株会社としてグループ各社に対する経営管理業務に特化したことを機に現行定款第1条（商号）および第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 機動的な資本政策の遂行、将来における事業規模の拡大、および敵対的買収に対する防衛策の導入等に備え、現行定款第6条の発行可能株式総数を現行の250,000,000株から670,000,000株に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社アポロ・インベストメント</u> と称し、英文では、 <u>Apollo Investment Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ステラ・グループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Stellar Group Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 国内外の会社への出資または株式を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 (新 設) <u>(2) 有価証券の取得、保有および運用</u> <u>(3) 投資事業組合財産の運用および管理</u> <u>(4) 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取扱い</u> <u>(5) 企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介、賃貸、管理に関する事業</u> <u>(6) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理に関する事業</u> <u>(7) 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務</u> <u>(8) 有料職業紹介業</u> <u>(9) 労働者派遣事業</u> <u>(10) 証券仲介業</u> <u>(11) 前各号に附帯する一切の業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 国内外の会社への出資または株式を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 <u>(2) グループ会社に対する経営コンサルティング業</u> <u>(3) 有価証券の取得、保有および運用</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) <u>(4) 前各号に附帯する一切の業務</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億5,000万株</u> とする。  (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6億7,000万株</u> とする。  附 則
	第1条の変更は、平成19年6月1日から効力を生じる。 なお、効力発生日以降は本附則を削除する。

## 第2号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取り崩しを行い、その他資本剰余金に振替え、配当実現のための配当可能利益の確保および自己株式の取得等の資本政策に対する原資の充実と資本政策上の柔軟かつ機動性を確保するものであります。

### 1. 減少する準備金の額

資本準備金5,033,186千円のうち5,000,000千円。

### 2. 準備金の額の減少が効力を生じる日

平成19年5月25日

## 第3号議案 その他資本剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第2号議案が承認されることを条件に資本準備金の減少により増加するその他資本剰余金を、繰越損失を解消する目的で、その他利益剰余金のうち繰越利益剰余金に振替えるものであります。

### 1. 増加する剰余金の項目

繰越利益剰余金

### 2. 減少する剰余金の項目

その他資本剰余金

### 3. 処分する各剰余金の項目に係る額

繰越利益剰余金 2,566,127,745円

その他資本剰余金 2,566,127,745円

#### 第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のために1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	平山達大 (昭和44年3月16日生)	平成4年10月 KPMG Peat Marwick会計事務所 New York本社入所 平成6年8月 米国公認会計士試験合格 平成9年2月 ソフトバンク株式会社 関連事業室長代行 平成9年4月 日本公認会計士登録 平成10年7月 株式会社ギャガ・コミュニケーションズ経営戦略室長 平成12年5月 株式会社プライス・ダウン・ドットコム 代表取締役 平成13年3月 神谷町総合会計事務所開設 代表公認会計士(現任) 平成13年9月 ファースト・パートナーズ・グループ株式会社設立 代表取締役(現任) 平成15年12月 当社取締役 平成16年12月 株式会社オーエー・システム・プラザ 取締役 平成17年5月 当社取締役 平成17年9月 当社取締役会長 平成17年11月 株式会社オーエー・システム・プラザ 取締役会長(現任) 平成18年5月 当社代表取締役会長(現任) 平成18年11月 同興紡績株式会社(現株式会社プロジェ・ホールディングス) 代表取締役(現任)	290,000株
2	松浦清 (昭和43年10月16日生)	平成5年10月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 平成13年8月 イーソリューションズ株式会社 在籍 戦略コンサルタント 平成14年9月 株式会社ジャクスタポーズ設立 代表取締役社長(現任) 平成18年5月 当社取締役副社長 平成18年5月 株式会社エルメ 取締役(現任) 平成19年3月 当社代表取締役社長(現任)	10,935株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
3	アンドリュース・マンキェヴィッチ (昭和44年8月19日生)	平成6年10月 デロイトコンサルティンググループ 経営コンサルタント 平成14年11月 株式会社パナッシュ 取締役(現任) 平成16年4月 在日英国商工会議所 ヴァイス・プレジデント(現任) 平成16年5月 当社取締役 平成16年7月 東西キャピタル株式会社 代表取締役社長 平成17年6月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー 取締役会長(現任) 平成17年6月 株式会社ディーアンドアール・インテグレイツ 取締役(現任) 平成17年12月 株式会社オーエー・システム・プラザ 取締役(現任) 平成18年3月 東西キャピタル株式会社 取締役会長 平成18年5月 当社代表取締役社長 平成19年3月 当社取締役 海外戦略管掌(現任)	60,000株
4	樋口 收 (昭和35年5月31日生)	平成3年4月 弁護士登録 成和共同法律事務所入所 平成5年6月 成和共同法律事務所パートナー 平成14年1月 京総合法律事務所(ドーシー・アンド・ウィットニー外国法事務弁護士事務所特定共同事業事務所)設立パートナー 平成15年12月 当社監査役 平成16年2月 敬和綜合法律事務所パートナー(現任) 平成16年7月 東西キャピタル株式会社 監査役 平成17年5月 ファースト・パートナーズ・グループ株式会社 監査役(現任) 平成17年6月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー 監査役(現任) 平成17年6月 株式会社ディーアンドアール・インテグレイツ 監査役(現任) 平成18年3月 株式会社キャピタルメディカ 監査役(現任) 平成18年5月 当社取締役(現任)	一株
5	大喜章徳 (昭和43年9月28日生)	平成11年4月 株式会社オーエー・システム・プラザ入社 平成13年7月 同社執行役員 経営戦略室室長兼電算室室長 平成13年12月 同社取締役副社長 経営戦略室室長兼電算室室長 平成14年7月 同社取締役副社長 経営戦略室室長 平成15年12月 同社代表取締役社長 平成16年12月 同社専務取締役 平成17年6月 同社代表取締役社長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
6	田中大輔 (昭和39年9月4日生)	昭和61年11月 みくに産業株式会社入社 昭和63年4月 三友産業株式会社 代表取締役社長 平成6年1月 株式会社アーバンライフ 取締役 平成10年8月 株式会社マックスプランニング 代表取締役社長 平成11年12月 グローバル住宅産業株式会社 代表取締役社長 平成13年4月 グローバル建設株式会社(現株式会社グローバルコーポレーション) 代表取締役社長(現任) 平成17年5月 株式会社グローバルアセットマネージャーズ 代表取締役社長 平成17年7月 株式会社グローバルコミュニティ 代表取締役社長 平成18年3月 株式会社グローバルアセットマネージャーズ 取締役会長(現任) 平成18年3月 株式会社グローバルコミュニティ 取締役会長 平成18年11月 同興紡績株式会社(株式会社プロジェクト・ホールディングス) 取締役(現任)	一株
7	長谷川康博 (昭和36年9月20日生)	平成4年11月 株式会社ファミリーコーポレーション(現株式会社ケイシュウキャピタル) 代表取締役(現任) 平成12年3月 株式会社昼夜通信啓衆社 専務取締役 平成13年4月 株式会社ケイシュウ設立 代表取締役(現任) 平成18年1月 同興紡績株式会社(現株式会社プロジェクト・ホールディングス) 取締役(現任) 平成18年10月 株式会社同興システムズ 取締役(現任) 平成18年10月 株式会社ドーコーボウ 取締役(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者平山達大氏は、ファースト・パートナーズ・グループ株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間にM&A等に係る業務委託等の取引があります。
2. 上記以外の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
3. 取締役候補者樋口収氏は、社外取締役の候補者であり、当社の社外取締役に就任して1年であります。
4. 樋口収氏を社外取締役候補者とした理由は、企業再生やM&A等を数多く手掛けている弁護士として高い見識を有しており、持株会社の経営に対して法的見地からの重要事項の決定および業務執行の監督を期待できるためであります。
5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款第30条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である樋口収氏は、当社との間で、会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

## 第5号議案 監査役4名選任の件

監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の強化充実を図るべく新たに1名の増員をし、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	本田 正三 (昭和10年1月9日生)	昭和34年4月 丸善石油株式会社入社 昭和38年9月 毎日放送株式会社入社 昭和48年4月 ホンダボールドンインターナショナル株式会社 取締役社長(現任) 昭和55年9月 株式会社サンモトヤマ 常務取締役 平成3年1月 アイピーアイジャパン株式会社 取締役社長 平成8年10月 エスプリジャパン株式会社 取締役社長 平成10年3月 スノイピーク株式会社 社外重役 平成10年3月 帝人アソシアリテイル株式会社 顧問 帝人トラサルディ株式会社 顧問 平成12年3月 ディアロネット株式会社 会長(現任) 平成16年6月 ビジネスブレイン太田昭和株式会社 顧問 平成16年12月 ウェニ貿易株式会社 顧問(現任) 平成17年3月 株式会社ブックマーク 顧問(現任) 平成17年3月 アンブロゼッティ株式会社 顧問 平成17年5月 当社監査役(現任)	一株
2	杉原 正芳 (昭和22年10月17日生)	昭和47年4月 弁護士登録 橋本法律事務所(現 橋本・杉原法律事務所)入所(現任) 平成17年5月 当社監査役(現任)	一株
3	湯浅 薫 (昭和26年1月26日生)	昭和49年4月 井上工業株式会社入社 平成3年10月 同社経理部長兼海外事業部長 平成10年10月 井上トレーディング株式会社 常務取締役 平成12年10月 株式会社ブックマークエンタープライズ 経営企画室長 平成15年9月 株式会社BMEコンサルティング 設立 代表取締役社長(現任) 平成16年10月 株式会社ブックマークエンタープライズ 取締役(現任) 平成17年6月 株式会社アメーズユープランニング 監査役 平成17年6月 株式会社AT 取締役(現任)	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	林 豊 和 (昭和31年12月3日生)	昭和54年4月 日本コーケン株式会社入社 昭和57年8月 生駒水産株式会社入社 昭和60年4月 同社取締役 平成18年5月 当社関係会社管理部 平成18年11月 同興紡績株式会社(現株式会社プロジェ・ホールディングス) 監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者本田正三氏、杉原正芳氏および湯浅薫氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 本田正三、杉原正芳両氏は、当社の社外監査役に就任して2年であります。
4. 監査役候補者本田正三氏、杉原正芳氏および湯浅薫氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 本田正三氏は、ファッション業界におけるM&Aを始め、その他さまざまな業界での経験を有し、当社グループ全体に対する幅広い監査が期待されるものであります。
  - (2) 杉原正芳氏は、弁護士として民商法および会社法の分野での実務経験を30年以上有し、企業活動全般に対して高度な法律面からの監査が期待されるものであります。
  - (3) 湯浅薫氏は、経営コンサルタントとしての深い経験があり、また財務および会計において高い見識を有することから、経営判断および会計においての適法性監査が期待されるものであります。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第38条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である本田正三氏、杉原正芳氏は、当社との間で、会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。
- 社外監査役候補者である湯浅薫氏につきましては、当社との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

現会計監査人あずさ監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了になりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

- |                |   |  |
|----------------|---|--|
| (1)名           | 称 | 霞が関監査法人  |
| (2)主たる事務所の所在場所 |   | 東京都千代田区五番町14国際中正会館10階  |
| (3)沿革          |   | 平成10年3月 霞が関監査法人設立  |
|                |   | 平成16年7月 Baker Tilly Internationalに加盟                           |
|                |   | 平成16年7月 大阪事務所開設  |
|                |   | 平成16年7月 米国PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board)に登録 |

## 第7号議案 当社の取締役に対するストック・オプション報酬等上限枠設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和61年5月23日開催の株式会社エルメ第14回定時株主総会において、年額300,000千円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認をいただいております。

会社法（平成17年法律第86号）施行により、ストック・オプションが、株主総会においてご承認をいただくべき報酬等に含まれることとなったことから、優秀な取締役を確保・登用するため、上記報酬等の上限枠とは別枠にて、ストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額として取締役について年額5,000千円（うち社外取締役以外の取締役について年額4,750千円、社外取締役について年額500千円）以内としてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権報酬は第9号議案で付議させて頂く新株予約権報酬枠とも別枠であり、本新株予約権の割当対象者は新株予約権と引換に金銭の払込を要しないものとなっております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、本総会に付議いたしました取締役選任議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

本新株予約権に関する報酬等の額は、各新株予約権の公正価値（ただし議案決定時におけるブラック・ショールズモデルによる試算値）に社外取締役以外の取締役および社外取締役に割当てる新株予約権の予定上限数を乗じた金額に経済情勢の変動を踏まえて算定いたしました。

なお、ストック・オプションとして割当てる新株予約権の内容の概要は、下記のとおりであります。

※ 特に記載がない限り、社外取締役以外の取締役に対するものと社外取締役に對するものの内容は同一となります。

### 記

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

社外取締役以外の取締役に對しては当社普通株式95,000株を上限とする。  
社外取締役に對しては当社普通株式5,000株を上限とする。

（毎年定時株主総会終結の時から翌事業年度の定時株主総会終結の時までの上限数）

ただし本総会終結後に、当社が株式の分割、株式の併合、株主割当の方法により募集株式の発行または株式無償割当を行う場合もしくは合併、

株式交換または会社分割等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の数

社外取締役以外の取締役に対しては当社普通株式95個を上限とする。

社外取締役に対しては当社普通株式5個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。

(3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額

金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当ての日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。ただし、当該価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

ただし本総会終結後に、当社が株式の分割、株式の併合、株主割当の方法により募集株式の発行または株式無償割当を行う場合もしくは合併、株式交換または会社分割等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から7年の範囲内で、別途取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) その他の募集事項および上記(1)ないし(6)の詳細または細目については、取締役会決議により定めることとする。

## 第8号議案 当社子会社の取締役および従業員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社子会社の取締役および従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本新株予約権は、第7号議案にて付議させていただく新株予約権と同一の主旨のものであり、対象者を当社子会社の取締役および従業員とするものであります。

1. 本新株予約権を当社子会社取締役および従業員に対して割当てる理由。  
当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、当社子会社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
2. スtock・オプションとして割当てる新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式600,000株を上限とする。  
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
  - (2) 発行する新株予約権の数  
600個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
  - (3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額  
金銭の払込を要しないものとする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」とい

う。)の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。ただし、当該価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

- ② 新株予約権割当日後に、当社普通株式について株式の分割または併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読替えるものとする。

- ③ 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成21年6月1日から平成25年5月31日
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）

合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。

(11) 新株予約権行使時の端数の調整

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 上記（1）ないし（11）の詳細および（1）ないし（11）記載のない事項については、取締役会決議により定めることとする。

## 第9号議案 当社の取締役に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬額は、昭和61年5月23日開催の株式会社エルメ第14回定時株主総会において、年額300,000千円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認をいただいで今日に至っております。

当社取締役（社外取締役を除く）に対して業績に対する責任を明確にすると同時に目標達成意識を高めるため、報酬形態を業績連動型とし、インセンティブプランとして業績達成行使条件付新株予約権の付与を行うことといたしました。会社法（平成17年法律第86号）施行により、ストック・オプションが、株主総会においてご承認をいただくべき報酬等に含まれることとなったことから、上記報酬等の上限枠とは別枠にて、業績達成行使条件付新株予約権として割当てる新株予約権に関する報酬等の額として社外取締役以外の取締役について年額10,000千円以内としてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権報酬は第7号議案で付議させて頂く新株予約権報酬枠とも別枠であり、本新株予約権は業績達成行使条件付であることを鑑み割当対象者は新株予約権と引換に金銭の払込を要することとし、内容につきましては毎年見直しを行う予定です。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、本総会に付議いたしました取締役選任議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

本新株予約権の発行時におけるブラック・ショールズモデルにより算定された評価額に、業績達成行使条件等を付したことによる一定割合の減価をなした額を1株当たりの払込み金額とする予定です。なお、新株予約権の公正価値に関する様々な見解への対応を可能にするため、議案決定時におけるブラック・ショールズモデルにより算定された評価額（試算値）に対する一定割合に、取締役に割当てる新株予約権の予定上限数を乗じた金額を、本新株予約権に関する報酬等の額として算定いたしました。

なお、業績達成行使条件付新株予約権として割当てる新株予約権の内容は、下記のとおりであります。

### 記

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,000,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端

数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の数

1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。

(3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額

1株当たりの払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算定された新株予約権評価額に、業績達成行使条件等を付したことによる一定割合の減価をなした額であって1円以上の額とする。これに新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額を新株予約権と引換に払込む金銭の額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。
- ② 新株予約権割当日後に、当社普通株式について株式の分割または併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読替えるものとする。

- ③ 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年6月1日から平成22年5月31日
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の権利行使の条件
- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、付与時の地位と同一であるか当社グループの取締役であることを要する。ただし、解任によらない退任、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
  - ② 当社が対象者ごとに評価対象会社を定め、当社「新中期事業計画」に掲げた各対象会社の平成20年2月期決算における経常利益および税引前当期純利益金額を評価指標として目標数値を決定し、その達成割合に応じて、各対象者に割当てた本新株予約権の総数（以下「割当新株予約権」という）に対する行使可能割合を以下のとおり定める。
    - (イ) 目標数値100%未満 行使不可
    - (ロ) 目標数値100%以上120%未満達成 割当新株予約権の50%まで行使可能
    - (ハ) 目標数値120%以上150%未満達成 割当新株予約権の75%まで行使可能
    - (ニ) 目標数値150%以上達成 割当新株予約権の100%行使可能
  - ③ その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (9) 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を取得することができる。
- (10) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）  
合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。
- (11) 新株予約権行使時の端数の調整  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 上記（1）ないし（11）の詳細および（1）ないし（11）記載のない事項については、取締役会決議により定めることとする。

## 第10号議案 当社子会社の取締役等に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件

当社子会社の取締役および当社グループに対する支援者に対して、インセンティブプランとして付与する業績達成行使条件付新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本業績達成行使条件付新株予約権は、第9号議案にて付議させていただく新株予約権と同一の主旨のものであり、対象者を当社子会社の取締役および当社グループに対する支援者とするものであります。

### 1. 本新株予約権を当社子会社取締役等に対して割当てする理由。

当社子会社の取締役および当社グループに対する支援者に対して連結業績に対する責任を明確にすると同時に目標達成意識を高めるため、インセンティブプランとして業績達成行使条件付新株予約権の付与を行うものです。

本新株予約権は業績達成行使条件付であることを鑑み割当対象者は新株予約権と引換に金銭の払込を要することとしております。本新株予約権と引換に払込む金銭の額は、第三者機関に依頼の上、ブラック・ショールズモデルにより公正価値の算定を行い、当該価額を参考に発行価額を決定いたします。

### 2. 業績達成行使条件付新株予約権として割当てする新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式400,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### (2) 発行する新株予約権の数

400個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。

(3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額

1株当たりの払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算定された新株予約権評価額に、業績達成行使条件等を付したことによる一定割合の減価をなした額であって1円以上の額とする。これに新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額を新株予約権と引換に払込む金銭の額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。
- ② 新株予約権割当日後に、当社普通株式について株式の分割または併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読替えるものとする。

- ③ 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月1日から平成22年5月31日

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、付与時の地位と同一であるか当社グループの取締役であることを要する。ただし、解任によらない退任、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② 当社が対象者ごとに評価対象会社を定め、当社「新中期事業計画」に掲げた各対象会社の平成20年2月期決算における経常利益および税引前当期純利益金額を評価指標として目標数値を決定し、その達成割合に応じて、各対象者に割当てた本新株予約権の総数（以下「割当新株予約権」という）に対する行使可能割合を以下のとおり定める。

(イ) 目標数値100%未満	行使不可
(ロ) 目標数値100%以上120%未満達成	割当新株予約権の50%まで行使可能
(ハ) 目標数値120%以上150%未満達成	割当新株予約権の75%まで行使可能
(ニ) 目標数値150%以上達成	割当新株予約権の100%行使可能
- ③ その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を取得することができる。

- (10) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）  
合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。
- (11) 新株予約権行使時の端数の調整  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 上記（1）ないし（11）の詳細および（1）ないし（11）記載のない事項については、取締役会決議により定めることとする。

以 上

# 〈株主総会会場ご案内略図〉

